記載例

**岡山県最低賃金（時間額）が**

**１，０４７円　　に改正決定されました。**

発効日　**令和７年１２月１日**

岡山県最低賃金は、原則として、岡山県内の事業場で働く常用、臨時、パートタイマーなどすべての労働者と、労働者を１人でも使用しているすべての使用者に適用されます。使用者も、労働者も今一度チェックをお願いします。

お問い合わせ先：岡山労働局　労働基準部　賃金室　℡086-225-2014